

水

美しいあなを求めて

下水道

徳島県阿南市

美しい阿南を次世代へ



私たちは快適な生活を送るため、昔に比べ、多くの水を使っています。この水をそのまま流すと、生活環境に悪影響を及ぼすだけでなく川や海を汚す原因になります。

「美しいあなん」を次の世代に残していくため、私たちが汚した水は、私たちの責任できれいな水によみがえらせる必要があります。そのために欠かせない施設、次世代への贈物、それが下水道なのです。

下水道の役割

まちが衛生的になります

家のまわりに汚れた水がたまりにくく、悪臭や蚊・ハエの発生を防ぎます。



トイレが水洗化されます

浄化槽がなくてもトイレが水洗化されるため、衛生的で快適な暮らしができます。



川や海がよみがえります

家庭や事業所の汚れた水がそのまま川や海に流されることがなくなり、自然の美しさを守れます。



目次



阿南市イメージアップキャラクター
あなん



下水道マスコットキャラクター
ススイ

下水道のしくみ	1
下水道が使えるまで	2
受益者負担金	4
排水設備の設置	8
助成金制度	10
下水道使用料	12
Q&A	13
下水道の正しい使い方	裏表紙

下水道のしくみ

汚水と雨水を分けて自然に還します。

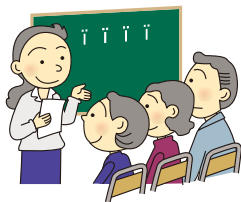
阿南市の下水道は、家庭等から排出される汚水と雨水を別々に流す「分流式」の下水道です。

雨水は雨水管渠や道路側溝、水路に流し、生活排水は公共ますから下水道へ流します。



下水道が使えるまで

工事説明会



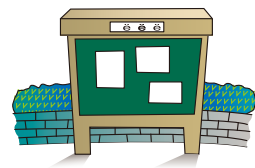
下水道事業の概要や
下水道工事の
内容について事前に
説明します。

下水道管の工事



道路の下に下水道管を
埋設します。
工事に伴い通行制限等が
必要となりますので、
ご理解ご協力の程、
よろしくお願いします。

供用開始の告示



下水道が使用できる
ようになった
地区ごとに順次
お知らせをします。

公共ますの
設置場所を確認し、
設置工事を行います。



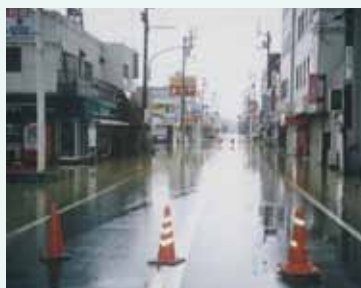
公共ます設置工事

「公共ます」は、各家庭の汚水を流す
ために、道路内に埋設した公共下水
道本管と各家庭の排水設備とを接続
するために設置する「ます」です。
この「公共ます」がなければ下水道へ
の接続はできません。
「公共ます」は原則、敷地内に1箇所
設置します。
(設置工事及び管理は市が行います。)

受益者負担金の区域の告示

負担金を賦課しようと
する賦課対象区域を
定めます。

阿南市の公共下水道事業



H15.7.19

富岡町においては、豪雨のたびに浸水被害が発生し、地域住民の生活に多大な支障をきたしていました。

そのため浸水対策工事を先行し、平成18年度には、富岡雨水ポンプ場が供用開始しました。

一方、生活排水等の汚水対策は、平成14年度から汚水管渠工事に着手し、富岡浄化センターの完成後、平成23年4月に供用開始となりました。

H9

H12

汚水

富岡町で浸水被害が多発

公共下水道全体計画を策定

雨水

雨水幹線工事着工

敷地内の排水設備工事



家庭等の汚水を公共ますに流す排水設備を個人負担で設置していただきます。(☎ 8 ページ)

排水設備の設置工事は、市が指定した指定工事店へ。

※接続促進の一環として助成金制度があります。(☎ 10 ページ)

下水道使用開始

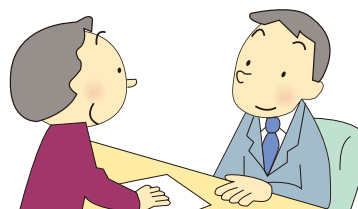


下水道を使い始めると、使用水量に応じて下水道使用料の納付をお願いします。

(☎ 12 ページ)

受益者負担金の納付

受益者負担金の対象となる土地の所有者に、下水道事業受益者申告書を送付します。受益地を確認し、受益者・受益者負担金の納付方法等を決めていただきます。(☎ 4 ページ)



H13 H14 H18 H19 H20 H21 H22.3 H23.4

受益者負担金等
審議会開催

汚水幹線工事着工

受益者負担金答申

受益者負担金
条例制定

富岡浄化センター
工事着工

受益者負担金等
審議会開催
(下水道使用料について)

下水道使用料答申

公共下水道
条例制定

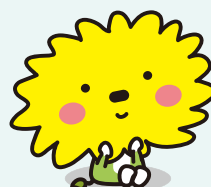
富岡浄化センター完成

下水道の
供用開始

富岡雨水ポンプ場
工事着工

富岡雨水ポンプ場完成

雨水ポンプ場
使用開始



受益者負担金

1. 下水道事業受益者負担金とは

下水道が整備されると、快適で住みよい生活環境が生まれ、その土地の利用価値も増大します。しかし、道路や公園のような一般の公共施設とは違って、こうした恩恵を受けられるのは、下水道整備区域内に土地を有する**特定の人々に限られます**。

そこで**受益と負担の公平を保ちながら、下水道整備によって著しい利益を受ける方々に建設費の一部を負担していただくのが、「受益者負担金」**です。

<根拠法令>都市計画法第 75 条、阿南市公共下水道事業受益者負担金条例

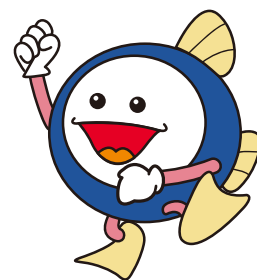
2. 受益者負担金の対象となる土地

下水道を整備する区域内のすべての土地（宅地、田、畑等）が、受益者負担金の対象となりますが、**徴収猶予制度**や**減免措置**もあります。

3. 受益者負担金の徴収猶予対象

- 農地（田・畑）、山林、原野など
- 災害などにより負担金を納めることが困難と認められる者
- 係争中の土地
- 病気やケガにより長期療養を必要とする者

※受益者負担金徴収猶予申請が必要です。



公共下水道事業計画及び受益者負担金の対象区域

第一期計画区域

富岡町木松・玉塚・西石塚・寿通・小山
内町・第住町・東仲町・西仲町・西新町
東新町・西池田口
及び、
トノ町・車ノ口・西池田・東池田・東池田口
今福寺・北通・小山本・あ王谷・滝の下
南向・佃町・あ石の一部
となっています。



4. 受益者負担金の減免対象

- 学校、幼稚園など
- 消防施設の敷地など
- 公園、道路など
- 墓地、境内地など
- 生活保護受給者

※受益者負担金減免申請が必要です。

※減免率は区分によって異なります。

5. 受益者負担金を納めていただく方

受益者とは原則として、第一期計画区域内の土地所有者をいいます。

ただし、その土地が地上権、質権、使用貸借権、賃貸借権の対象となっている場合は、その権利をお持ちの方と土地所有者が相談のうえで受益者（負担金納付義務者）を決定していただきます。

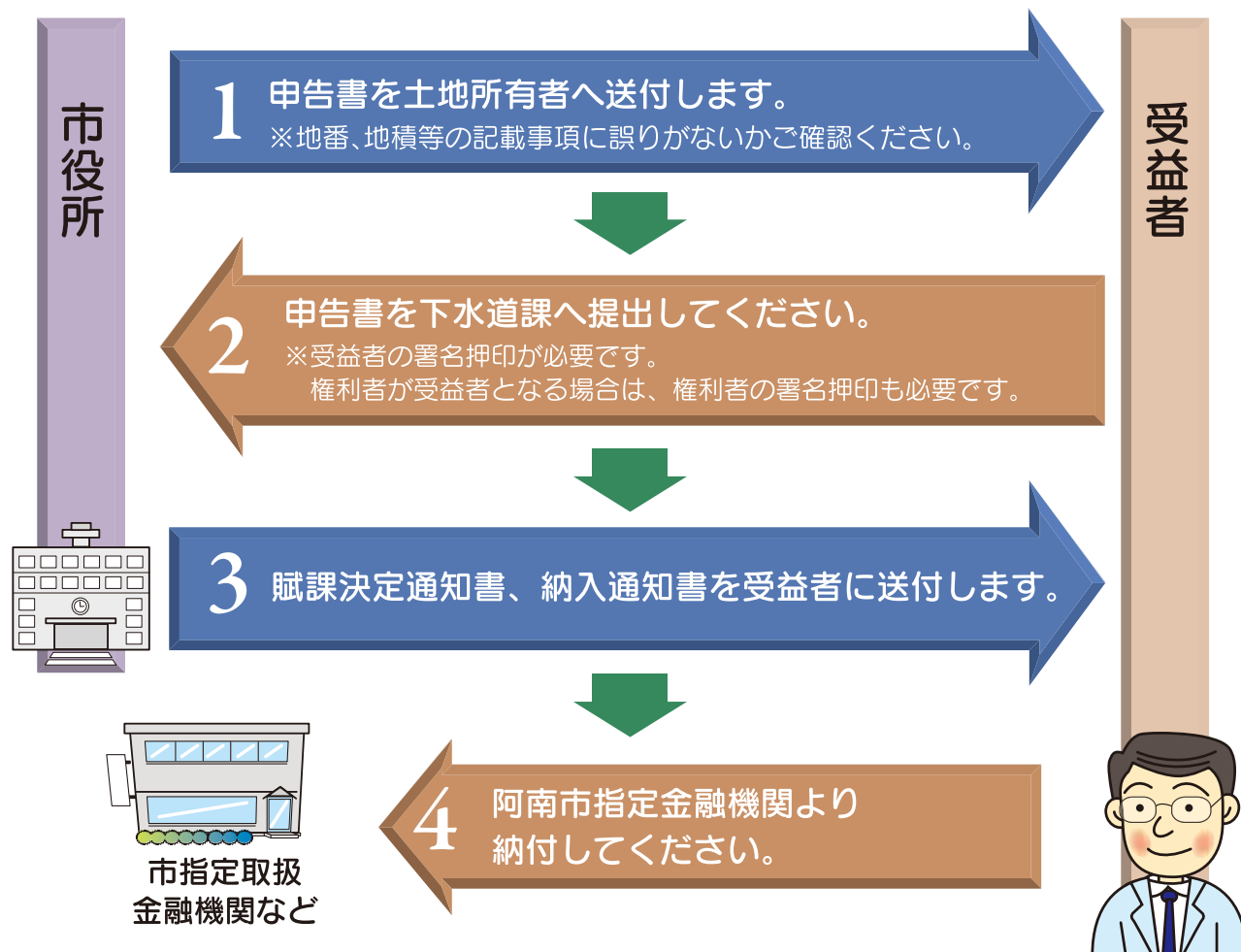


※これは原則的な例です。

土地所有者と家屋所有者が違う場合は、話し合いにより決めていただくことができます。

受益者負担金

6. 負担金納付までの流れ



ご注意ください!!

売買や相続などで土地所有者が変わっている場合には、受益者申告書が届いたらすぐにお知らせください。

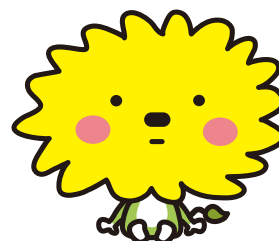
7. 受益者負担金の額

土地の面積1m²あたり700円です。

受益者負担金は、その土地に対し一度限り^{ふか}賦課されるものです。

計算例 165m²(約50坪)の場合・・・165m²×700円＝115,500円

負担金の算出した額が100円未満の場合は切り捨てます。



8. 受益者負担金の納付方法

『分割納付』もしくは『一括納付』を決めていただきます。

分割納付

3年分割(年3期)の9回に分けて納めていただきます。

計算例 165m²(約50坪)の場合・・・115,500円

(単位:円)

	第1期(8月)	第2期(11月)	第3期(2月)	年計
1年目	13,100	12,800	12,800	38,700
2年目	12,800	12,800	12,800	38,400
3年目	12,800	12,800	12,800	38,400
				115,500

一括納付

全納期一括納付又は

1年(1期～3期)一括の3回で納めていただきます。

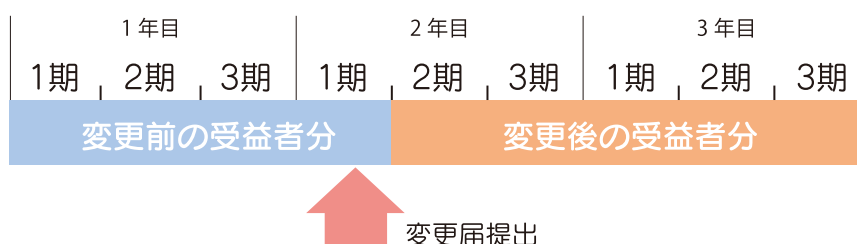
※負担金の額が20,000円未満の場合は、1年目の分割(年3期)で、
もしくは一括で納めていただきます。

9. 納付期間中に受益者が変更になった場合

受益者負担金の納付中に、土地の売買や相続等の理由で受益者が変更になった場合、
すぐに「受益者変更届」を提出してください。受益者変更届が提出された時点で納期
が到来していない負担金から、新たに受益者となった方に納めていただきます。

受益者は、**登記手続き等が完了しても自動的に変更されません**。受益者変更届が
提出されて正式な受益者変更手続きとなります。**変更手続きが正式になされていない
と、引き続き受益者と認定され納付義務を負うことになります**ので、ご注意ください。

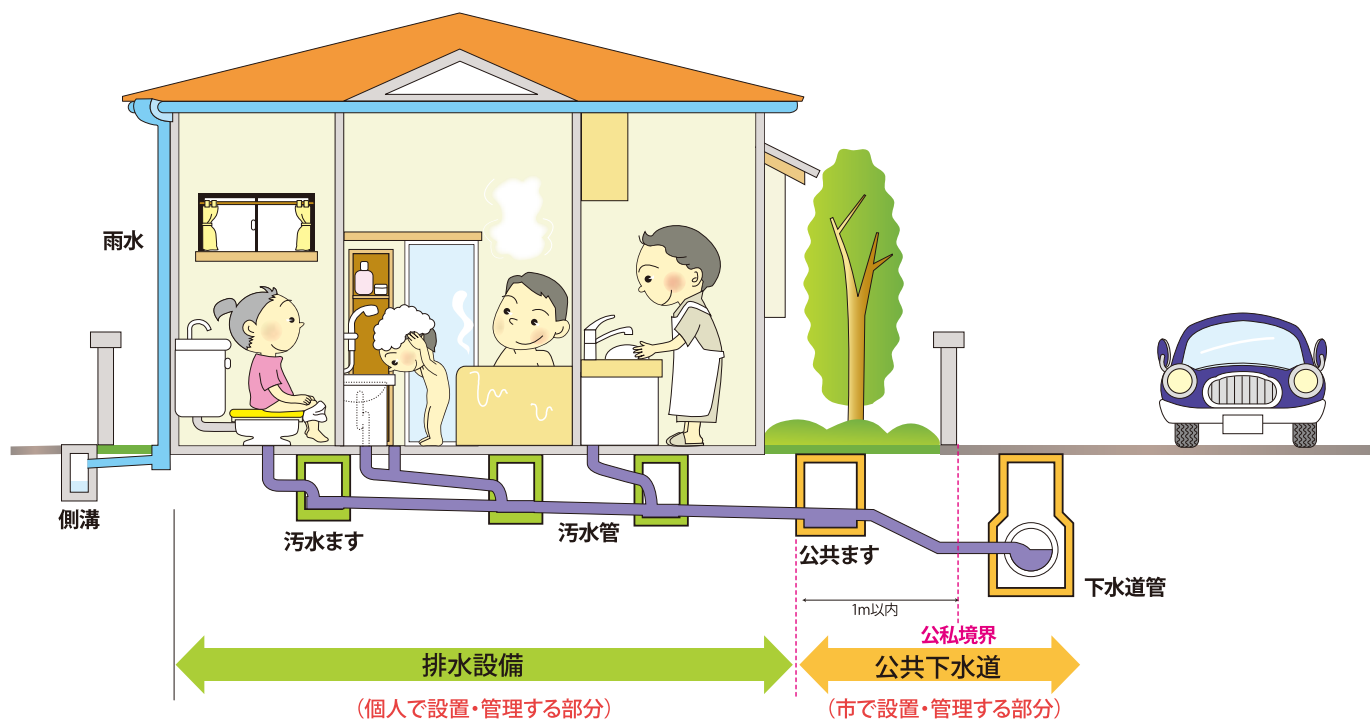
※受益者の変更、住所の変更があったときはご連絡ください。所定の用紙をお送りいたします。



排水設備の設置

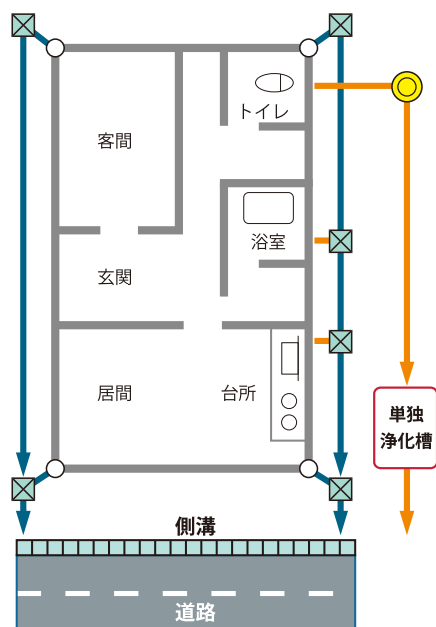
排水設備とは、台所やお風呂、洗面、トイレ等より排出される汚水を、市が設置した公共ますへ流すための、污水管や污水ますのことです。

この排水設備は、個人で設置し、補修・点検などの管理もしていただきます。
雨水に関しては、汚水と完全に分離して従来と同様に側溝などに流します。

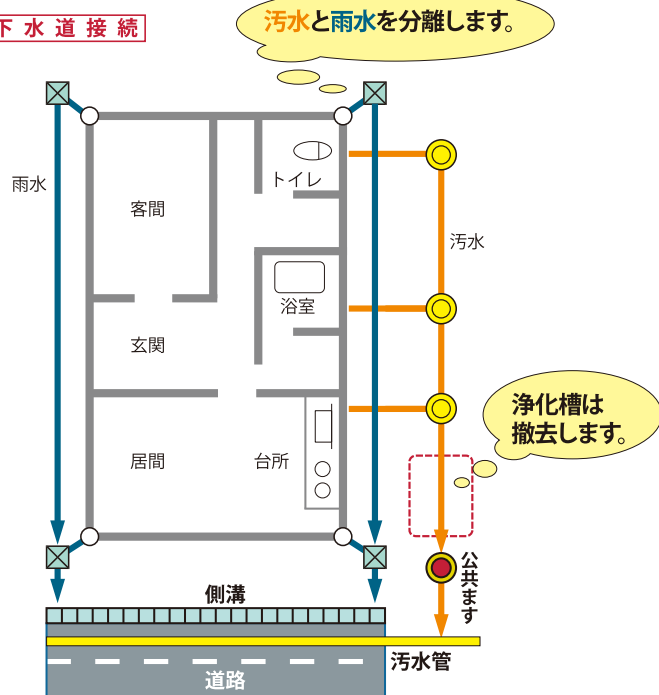


排水設備工事例

現状 水洗トイレ(単独浄化槽)を使用している場合



下水道接続

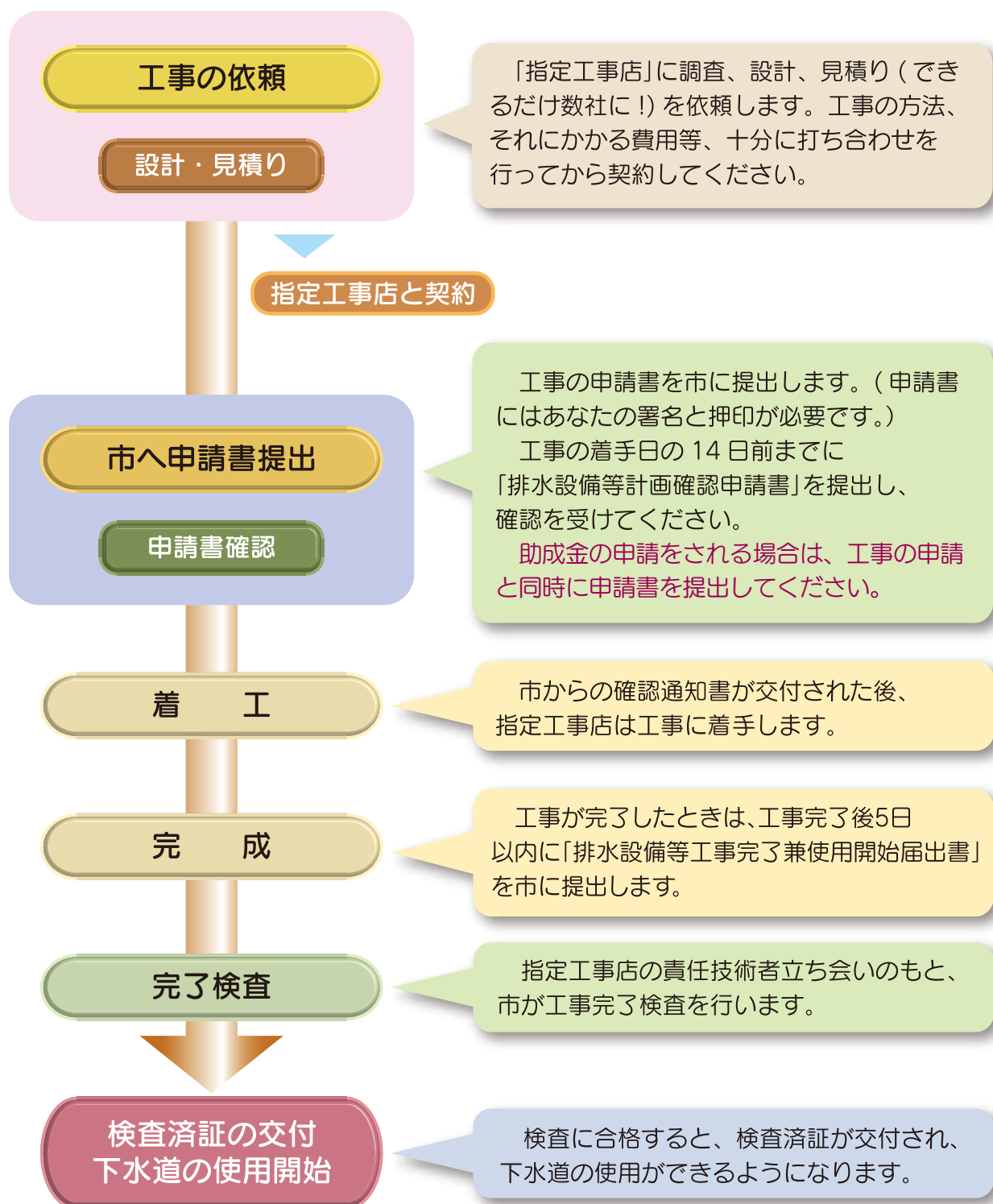


排水設備工事の申し込みから完成まで

排水設備工事は、市が指定した「阿南市排水設備指定工事店」で

※「阿南市排水設備指定工事店」は、下水道課のホームページで公開しています。

排水設備工事が不完全な場合、排水管が詰まったり、悪臭が発生する原因となります。このため、市では排水設備工事が適正に行われるよう「指定工事店制度」を設けています。排水設備工事をするときは、必ず市が指定した「指定工事店」へお申し込みください。



助成金制度

下水道の普及を促進するため、供用開始後、一定期間内に下水道に接続した方に対して、以下の制度があります。（ただし、新築に係る工事等を除く。）

助成金

排水設備工事、くみ取り便所の水洗化工事に要した費用に対して、助成金を交付します。

助成金の交付条件

申請者が以下の条件を全て満たしていることが必要です。

- (1) 排水設備の設置義務者（建物の所有者）であること
- (2) 供用開始の日から10年以内に、下水道に接続し、完了検査に合格すること
- (3) 受益者負担金について、納付誓約書を提出すること（全額納付済みの場合を除く）
- (4) 市税を滞納していないこと
- (5) 水道料金を滞納していないこと

助成金

以下の区分1から区分4の合計額が助成金額となります。

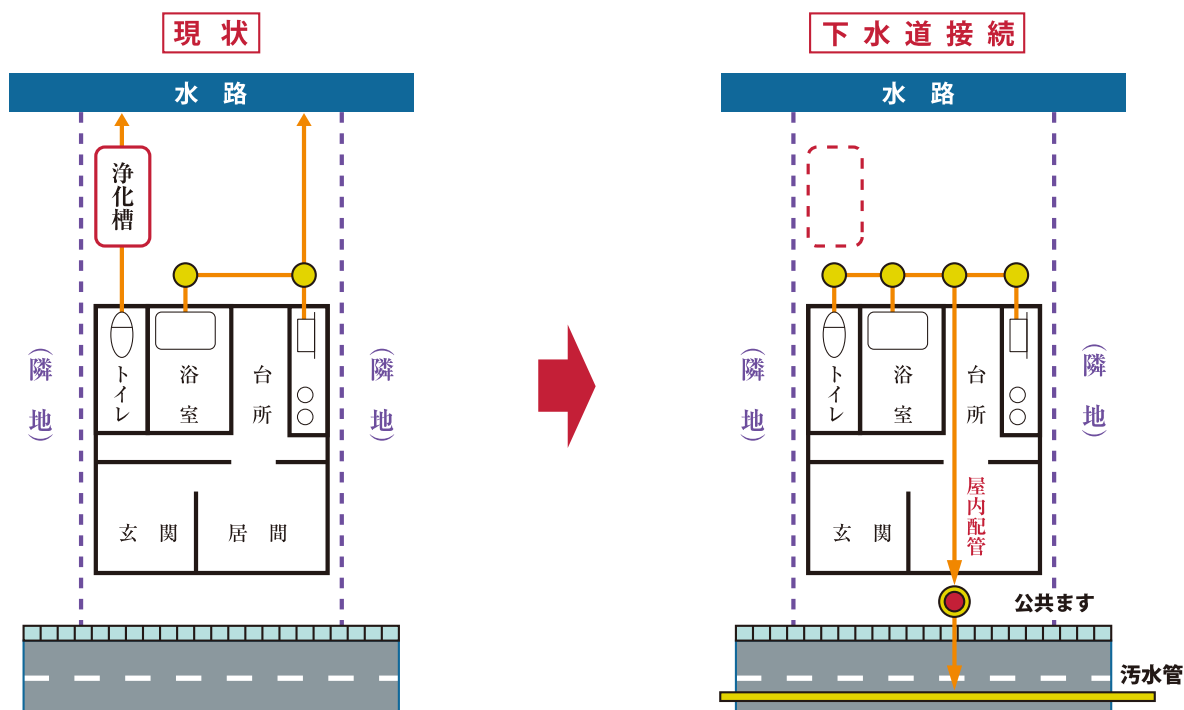
区 分		助 成 金
1	供用開始日から、 下水道に接続し完了検査に合格するまでの期間	1年以内→20万円 2年以内→15万円 3年以内→10万円 10年以内→5万円
2	くみ取便所を水洗便所に改造する工事を 伴う場合	10年以内→5万円
3	敷地の状況により、やむを得ず屋内に污水管を 設置しなければならない場合	10年以内→5万円
4	浄化槽を廃止する工事を伴う場合 (複数の浄化槽がある場合は1基分のみ)	単独浄化槽 10年以内→5万円
		合併浄化槽 10年以内→10万円

※ 助成金の交付は、1敷地につき1回を限度とします。

※ 工事費用が上記の合計額に満たない場合は、その額を助成金額とします。

（区分3の例）

下水道整備により排水方向が逆になるが、隣地境界いっぱい建物が建っており、やむを得ず屋内に汚水管を設置する必要がある場合。



上記の排水設備工事を行った場合の助成金（助成金の交付条件を満たし申請した場合）

1年以内に接続した場合

$$1 \text{ 助成金 } 200,000 \text{ 円} + 2 \text{ くみ取便所 } 0 \text{ 円} + 3 \text{ 屋内配管 } 50,000 \text{ 円} + 4 \text{ 単独浄化槽 } 50,000 \text{ 円} = \text{助成金合計金額 } 300,000 \text{ 円}$$

2年以内に接続した場合

$$1 \text{ 助成金 } 150,000 \text{ 円} + 2 \text{ くみ取便所 } 0 \text{ 円} + 3 \text{ 屋内配管 } 50,000 \text{ 円} + 4 \text{ 単独浄化槽 } 50,000 \text{ 円} = \text{助成金合計金額 } 250,000 \text{ 円}$$

3年以内に接続した場合

$$1 \text{ 助成金 } 100,000 \text{ 円} + 2 \text{ くみ取便所 } 0 \text{ 円} + 3 \text{ 屋内配管 } 50,000 \text{ 円} + 4 \text{ 単独浄化槽 } 50,000 \text{ 円} = \text{助成金合計金額 } 200,000 \text{ 円}$$

10年以内に接続した場合

$$1 \text{ 助成金 } 50,000 \text{ 円} + 2 \text{ くみ取便所 } 0 \text{ 円} + 3 \text{ 屋内配管 } 50,000 \text{ 円} + 4 \text{ 単独浄化槽 } 50,000 \text{ 円} = \text{助成金合計金額 } 150,000 \text{ 円}$$

申請方法

助成金の交付を希望される方は、必ず排水設備工事の申請と同時に必要書類を添えて申し込んでください。

（工事完了後に申請されても、受付できません。）

下水道使用料

1. 下水道使用料とは

下水道の使用を開始すると、下水道使用料が必要となります。

使用料金は上水道の使用水量等を基準として算出します。

この使用料は、公共ますから富岡浄化センターまで敷設された下水道管や富岡浄化センターの維持管理、運営費等にあてられます。

2. 使用した水量の認定方法

- (1) 水道水のみを使用している場合……水道使用水量(水道の検針メーターによる)
- (2) 水道水以外(井戸等)の水のみを使用している場合……認定による水量 (1人あたり8m³/月)
- (3) 水道水と水道水以外の水を併用している場合……水道使用量+認定による水量

参考例

- (1)の場合……水道の検針メーターの数値を認定。
水道の検針メーターが「20m³」であれば、
下水道使用量も「20m³」となります。
- (2)の場合……1世帯1人につき8m³/月の使用水量として認定。
1世帯に3人いれば、3人×8m³/月=24m³/月となります。
- (3)の場合……水道の検針メーターの数値と、使用者の使用態様を勘案して
認定した水量の合計となります。

3. 下水道使用料金表(税抜)

汚水の種類	基本料金	超過料金	
一般汚水	10m ³ まで 1,400 円	10m ³ を超え 20m ³ まで	150 円/m ³
		20m ³ を超え 30m ³ まで	155 円/m ³
		31m ³ 以上	160 円/m ³
公衆浴場汚水	150m ³ まで 7,500 円	151m ³ 以上	55 円/m ³

※別途消費税がかかります

使用料の
計算例

●使用料計算例(一般家庭が1ヵ月に20m³使用した場合)

基本料金(10m³まで)・・・・・・・・・・・・・・・・ 1,400 円 ①

超過料金・・・10m³(20m³-基本料金10m³)×150 円/m³= 1,500 円 ②

小計 ①+②=2,900 円 ③

③×1.08(消費税)=3,132 円

下水道使用料早見表

<1ヵ月分の使用量>

※消費税は8%で計算しています。

使用水量	下水道使用料(税込)
10m ³	1,512 円
15m ³	2,322 円
20m ³	3,132 円
25m ³	3,969 円
30m ³	4,806 円

4. 下水道使用料の納付方法

下水道使用料は、1ヵ月ごとに計算し、水道料金と合わせて納めていただくことになります。



Q1 下水道には、必ず接続しなければいけないのですか？

A 下水道整備は生活環境の改善、水域の水質保全を目的に行っています。処理区域にある宅地が全て下水道を利用しないと効果は発揮できません。こういう観点から下水道法、建築基準法など法律的にも速やかに接続する義務がうたわれています。早めの接続工事をお願いします。

Q2 第一期計画区域内に住んでいますが、下水道をまだ使っていません。それでも、受益者負担金を払わなければいけないのですか？

A 第一期計画区域内においては、下水道を使っているかどうかにかかわらず、利益を受けることは明確ですので、供用開始していない区域からでも受益者負担金を納めていただきます。

Q3 下水道はいつから使えるのですか？

A 市から広報などで下水道が使用できるようになる日（供用開始日）をお知らせします。この供用開始の日から下水道が使えるようになりますが、下水道施設を利用するためには、各家庭で排水設備を設置する必要があります。

Q4 下水道を使用するためには、どのような費用が必要になりますか？

A 必要となる費用は、3つあります。

1. 受益者負担金（4～7ページ参照）
2. 各家庭で設置する排水設備の工事費（8～9ページ参照）
3. 下水道使用料金（12ページ参照）

Q5 排水設備の工事は、だれがしてもいいのですか？

A 必ず市が指定した「指定工事店」に依頼してください。
排水設備や便所の水洗化工事は、一定の基準で正しく行わないと、排水管が詰まったり、臭いが建物内に侵入する問題が生じるほか、下水道の施設を損傷させることもあります。このため、専門的な知識と資格を持つ排水設備工事責任技術者が専属し、かつ市が指定した工事店でなければ工事を行うことはできません。

Q6 工事費はどのくらいになりますか？

A 工事費は、敷地や建物の大きさ、あるいはトイレ・台所・風呂場などの位置、改造の程度によって変わりますので一概に言うことはできません。複数の指定工事店から見積もりをとり指定工事店を選んでください。指定工事店一覧については、下水道課のホームページをご覧ください。直接、下水道課までお問い合わせください。

下水道の正しい使い方

下水道ができたからといって、何でも流せるというものではありません。
下水道を使用する一人ひとりが注意して、大切に使いましょう。

排水口には

台所、浴室等の排水口には大きな物が流れ込まないように、必ずストレーナーをつけましょう。
※浴室では毛髪等を流さないようにしてください。



雨どいは

阿南市の下水道は、雨水と汚水を別々に流す『分流式』下水道です。

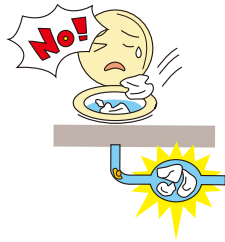
雨水は、絶対に公共ますにつながないでください。



水洗トイレでは

故障の原因になるので、トイレットペーパー以外のものは流さないでください。

紙おむつは汚物を流してからゴミに出しましょう。



トイレが詰まった時は

簡単な詰まりなら、市販の「ラバーカップ」で排水口を塞ぐようにし、引っ張ってください。

それでも直らないときは、専門業者に連絡してください。



公共ますマンホールには

土砂や廃油等の廃棄物を捨てるようにしましょう。下水道の詰まりの原因となります。

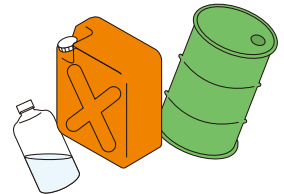
またマンホールは、開けないようにしましょう。



下水道には

ガソリン、シンナー、アルコール類、農薬等の危険物は流さないでください。

浄化センターの機能低下させるばかりか、爆発等を起こす原因となり危険です。



洗濯には

過度の洗剤使用は、汚水の処理の妨げになるので、適量を心掛けましょう。

ベランダ設置の場合、排水パイプを汚水の排水管へつなげてください。ベランダの排水口は、雨水を排水するところです。



台所では

野菜くずや残飯、天ぷら油の廃油等を絶対流さないようにしましょう。

排水管を詰まらせたり、悪臭を発生させたり、浄化センターの機能を低下させたりします。



阻集器(そしゅうき)について

公共下水道に流れるのが望ましくない物質を、公共下水道へ流れ込む前に回収する装置が阻集器です。

阻集器には下記のような種類があります。阻集器で回収した物質は適切に処分してください。

阻集器の種類	機 能	主な業種
グリース阻集器	油脂類を水と分離して収集	飲食店、食品製造業等
オイル阻集器	ガソリン・油類を水と分離して収集	ガソリンスタンド、車等修理工場、洗車場等
サンド阻集器	土砂・セメントなど重い物質を沈殿させ収集	石材加工業等
ヘア阻集器	毛髪や不溶性物質を網目スクリーンで収集	美容院、理髪店等
プラスタ阻集器	石膏・貴金属など不溶性物質を沈殿させ収集	歯科医院、外科医院等

除害施設について

事業所から出る汚水等が下水排除基準を超えないよう処理する施設を除害施設といいます。
設置には届出が必要です。

ご質問、ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。



阿南市下水道課 Tel.0884-22-1796

〒774-8501 徳島県阿南市富岡町トノ町 12-3

Mail: gesui@anan.i-tokushima.jp